



「ベースアップ評価料」

算定について

当院は以下の体制整備を行い、

「ベースアップ評価料」の算定をしております。

当院では、国の制度(診療報酬)に基づき、医療スタッフの賃上げ人材確保を通じて、より安全で質の高い医療提供体制を維持するため、**2026年3月2日より「外来・在宅ベースアップ評価料」**の算定を開始いたします。

ベースアップ評価料とは

医療に従事する職員の待遇改善を進め、安定的な医療提供を継続することを目的として、国が設けた仕組みです。

患者様のご負担について

本評価料の算定に伴い、保険診療の自己負担分がわずかに増える場合があります。



会計時の明細書に「ベースアップ評価料」等の項目で記載されます。

当院での活用について

本評価による収入は、制度の趣旨に沿って、職員の賃金改善・人材確保に充て、診療体制の維持・向上につなげてまいります。

患者様にはご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

ゆりの木クリニック 院長